

平成24年度 東京都税制調査会  
第3回小委員会 議事録

日 時 平成24年7月30日(月)  
場 所 都庁第一本庁舎 33階北側N6会議室

平成24年度 東京都税制調査会第3回小委員会

平成24年7月30日（月）10:00～11:55  
都庁第一本庁舎 33階北側N6会議室

**【税制調査課長】** 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の一番左側、上から順に「第3回小委員会次第」「座席表」でございます。

その右側ですが、上から「第3回小委員会の論点」「公平な徴収を担保する仕組み」「これからの固定資産税について」の資料でございます。

一番右側ですけれども、前回の小委員会で〇〇委員から「都区財政調整制度」について御質問をいただいておりますので、御参考といたしまして「地方交付税制度と都区財政調整制度の比較」という資料を付けております。

また、〇〇委員から、東京都の財源超過額の規模はどれぐらいかという御質問もいただいておりますので、こちらも御参考といたしまして、「東京都普通交付税 財源超過額の推移」という資料を付けております。こちらは後ろに前回の第2回小委員会でお出しした資料2枚も併せて付けております。この2点の資料につきましては、後ほど御覧いただければと思います。

その下に、「平成23年度東京都税制調査会答申」を置いております。こちらは適宜御参照いただければと存じます。

よろしければ会議を始めさせていただきます。初めに、7月16日付で事務局に人事異動がございましたので、紹介させていただきます。

**【税制部長】** 7月16日付で税制部長に就任いたしました〇〇でございます。

小委員会は2年ぶりになります。徴収部門に行ってみまして、また税制部長を仰せつかったわけでございます。その間に税制調査会は新しい期になりまして、全員の先生方に引き続き委員をお引き受けいただいたというのを聞きまして、大変うれしく思っておりますし、税制部長になりまして大変心強く思っております。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

社会保障と税の一体改革関連法案が成立の見通しになり、またマイナンバー法案も成立の方向と伺っております。ただ、法案の成立は第一歩でありまして、あるべき税制改革はこれからだろうと思っております。ぜひ先生方には都の立場も御理解いただきつつ、時代にふさわしい税財政のあり方について、幅広い視点から忌憚のない御議論をいただき、報告、答申をまとめていただければと思っております。

事務局として〇〇担当部長とともに全力で取り組んでまいりますので、どうか引き続きよろしく御指導のほど、お願ひいたします。

**【税制調査課長】** それでは、進行につきましては、〇〇小委員長にお願ひいたします。

**【小委員長】** 皆さん、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから「平成24年度東京都税制調査会第3回小委員会」を開催させていただきます。

それでは、本日のテーマの審議に入ります。

まず「公平な徴収を担保する仕組み」、もう一つは「これからの固定資産税について」ということでございます。これについて、まず資料の説明を事務局からお願ひします。よろしくお願ひします。

**【税制調査課長】** それでは、最初に、資料「第3回小委員会の論点」を御覧ください。本日はテーマが2つございます。1つ目のテーマは、「公平な徴収を担保する仕組み」でございます。論点として3点ございます。

公平で確実な所得の捕捉、課税、徴収を担保する仕組みはどうあるべきか。

社会保障・税番号制度はどうあるべきか。

租税教育の重要性についてどう考えるかでございます。

2つ目のテーマは、「これからの固定資産税について」でございます。

論点といたしまして、少子高齢社会における固定資産税制はどうあるべきか。

固定資産税のまちづくり等への活用についてどう考えるかの2点でございます。

次に、本日の論点に係る資料の御説明をいたします。これらの資料は先生方には既に御案内の内容ばかりと存じますが、御議論いただく際の御参考としていただければと思います。

本日、資料はテーマ別に2つに分けてございます。

最初に、「公平な徴収を担保する仕組みに関する資料」をごらんください。

1 ページ目、資料1は、地方税及び国税の徴収率の推移でございます。

2 ページ目の資料2、消費税の徴収率の推移でございます。

3 ページ目の資料3は、地方税の滞納残高の推移でございます。

4 ページ目の資料4は、東京都における滞納整理実績の推移でございます。

5 ページの資料5は、国・都道府県・市町村及び東京都における税務職員数の推移を表したグラフでございます。

6 ページの資料6は、地方税の課税・徴収方法の特徴でございまして、地方税は課税対象の把握や評価に手間のかかる賦課税がほとんどであるということがわかります。

7 ページの資料7は、国内の共同徴収等の例を類型別に挙げたものでございます。

8 ページの資料8は、諸外国における地方税等の徴収のあり方をまとめた表でございます。

9 ページの資料9は、個人事業税、個人住民税における所得金額の計算方法でございます。

10 ページ目の資料10は、所得税と個人住民税において、所得金額から控除できる控除の概要でございます。

11 ページ、資料11は、諸控除の見直しの概要でございます。

12 ページの資料12ですけれども、所得捕捉率格差の推計結果のというグラフでございます。内閣府の経済財政分析ディスカッションペーパーの中にこのような研究結果がありましたので、引用させていただきました。

13 ページの資料13は、所得捕捉等の現状ということで、所得捕捉を実際どのように行っているかをまとめたものでございます。

これを図解にしたものが14 ページの資料14でございまして、個人住民税の課税のために市町村の税務部局が実際にどのような資料を使って所得等の把握をしているかを示してございます。

15 ページの資料15は、番号制度を個人住民税で利用した場合のイメージでございます。

16 ページ、資料16は、主要国において税務面で利用されている番号制度の概要を政府税調の資料から持ってきたものでございます。

17 ページ、資料17、こちらは社会保障・税一体改革5大臣会合において整理された歳入庁の創設についての資料でございます。

18～21 ページの資料18は、社会保障・税番号制度の概要でございます。

20 ページにマイナンバー法案の概要がございます。この法案は2月に国会に提出されたもので、消費税の増税法案とは切り離されておりますが、先週以来、この法案が修正されて今の国会で成立する公算が大きいなどという報道がされております。

22 ページと23 ページの資料19は、東京国税局の租税教育の概要でございます。

24 ページと25 ページの資料20は、慶應義塾大学の井手先生の講演資料からの抜粋でございますが、租税負担に関する調査を行っておりまして、日本の税制の問題点として中間層の痛税感が強いとされている。しかし、

次のグラフを見ますと、実は先進国最低の租税負担であるにもかかわらずというものでございます。

最後に26ページ以降は、御参考に給付付き税額控除についての資料をお付けしてございます。

次に、「これからの固定資産税に関する資料」を御覧ください。

1ページの資料1は、固定資産税・都市計画税の概要でございます。

2ページ目の資料2は、固定資産税及び都市計画税の創設に至るまでの主な沿革をまとめたものでございます。

3ページ目の資料3は、宅地等にかかる課税の仕組みをまとめたものでございます。

4ページ目の資料4は、全国の市町村税収及び都税収入に占める固定資産税と都市計画税の割合を表したグラフでございます。

5ページの資料5は、23区の土地にかかる固定資産評価額と税額の推移をお示ししたグラフでございます。

6ページの資料6は、東京都の持家率の推移でございます。平成10年度、15年度、20年度につきましては、持家数に占める高齢者の持家数の割合も示してございます。

7～9ページの資料7は、リバースモーゲージについての資料でございます。7ページはリバースモーゲージの説明、実施団体等の例です。

8ページは、武蔵野市の中で武蔵野市福祉公社の福祉資金貸付サービスの概要をお示ししてございます。

このサービスを使って固定資産税を納税する流れを示したのが9ページでございます。

次に、固定資産税等を活用したまちづくりの仕組みの例といたしまして、10ページの資料8にアメリカにおけるTIF、11ページの資料9にアメリカにおけるBIDの概要を載せてございます。

12ページの資料10、横浜市の主な税目の税収の推移でございます。個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税の税収の推移と人口の推移。横軸、下の方に横浜市における主要な開発事業についての事業完了年度を示してございます。

最後に13ページの資料11でございますが、こちらは港区内の個人住民税、固定資産税、都市計画税、法人市民税の税収の推移と主要な開発事業の終了年度をグラフにしたものでございます。人口も一番上のグラフに折れ線で示してございます。

資料の説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。それでは、お手元の資料にある「第3回小委員会の論点」に沿って御意見をいただきたいと思っております。

テーマは2つございますが、まず前半です。「公平な徴収を担保する仕組み」について御意見をいただければと思っております。まず、今、御説明いただいた資料について何か質問がございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 初めの方の資料で、公平な徴収の資料8なのですが、カナダの徴収業務のあり方で「一部の州」という表現は適切なのでしょうか。全部が全部やっていないかもしれませんがね。

【小委員長】 これはカナダ歳入庁(Canada Revenue Agency)のことだと思いますが、個別の州がそれぞれ連邦と協定を結ぶということは間違いありません。税目によっても協定を結んでいる州と結んでいない州があるということになっているので、個人所得税であれば、たしかケベックがやっていないけれども、ほかの州はやっているとか。あとは消費税だと、例のHST(Harmonized Sales Tax)を実施しているのは今は5州になっていますが、ほかの州はやっていないということで、そういう意味で言うと一部の州というか、全部ではないということです。

【委員】 ちょっとミスリーディングですよ。

【小委員長】 「一部の州」と言うと少数派に見えるという意味ですね。

【委員】 そうです。

【小委員長】 どちらが多いかというのはあれですけども、税目によってはやっている方が大きいというケースが表現としてはいい。

【委員】 基本的に所得税に関してはケベックだけです。

【小委員長】 個人所得税についてはケベックだけで、法人になるとオンタリオとアルバータが抜けているのではないかということですね。

【委員】 ということは、結んでいる州としては、10のうち9は少なくともどれかの税目については結んでいるということですね。

【小委員長】 ほとんどの州も何らかの税目で協定を結んでいます。

【委員】 これだと全然違うイメージを与えるなと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。質問がございましたら。よろしければ、この前半のテーマについての御意見をいただきたいと思います。論点としてここに3つ挙げておきました。

公平で確実な所得の捕捉、課税、徴収を担保する仕組み、組織ということで、今ちょっとお話に出ました、いわゆる歳入庁構想とか、共同徴収という仕組みであるとか、そういったことについての事例あるいは構想もあるわけです。

いわゆるマイナンバー制度が、今、法案が国会で審議中ということですけども、これについて改めて今の資料に基づいてどう考えるかということ。

租税教育については、東京都の例もございましたが、財務省あるいは文部科学省と協力しているいろいろな取組みを進めているかと思えます。こういったことについて御意見をいただければと思っております。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 すみません、もしかしたら資料の説明を聞き損ねていたのかもしれないのですが、3ページ目の資料3、この資料で言う残高は、例えば地方税だとすると5年を経過すると追徴しないというか、追いかけていかなくなると認識しているのですが、それによって消えていく部分というのはこの図表の中に表れているのでしょうかというのが質問の趣旨です。

多分この中に表れているのは、滞納は勿論入っていると思うのですが、またはその後を追いかけて取った分は入っているでしょうけれども、5年を過ぎたら失効していくというか、消えていくと思うのですが、それはどのように整理されているのかという質問です。

【小委員長】 これは事務局からどうぞ。

【税制調査担当部長】 通常、滞納残高といった場合、今、〇〇委員からお話がありましたように、要は債権として残っている部分を指します。ですので、このグラフの中では、5年経って不納欠損等で債権ではなくなったものについては入っていないということです。

【委員】 わかりました。実は、それに引き続きで質問させていただきたい点がございまして、例えば今5年追いかけるわけだけでも、実際4年目、5年目にどれぐらい取れるのかの率が低いのであれば、もう3年であきらめるというような手もあると思うのです。実際、国民健康保険料にすれば3年で切れるわけですから、これは国民保険税だと5年を追いかけていけばいい。あとのマージナルな2年での回収の実が大して上がらないならば、税の徴収の効率化という意味では、何も5年間追いかけてもいいのではないかと、という考え方があるのではないかと気がするのです。勿論、これを決めているのは地方税法なので、こちらの所管ではないのですが、どのようにお考えなのかについて教えていただければ。

【小委員長】 どうでしょうか。ここは都の方で何か検討していることがございましたら。

【税制部長】 2年間徴収部長をやっておりましたので経験から申し上げますと、勿論、滞納になった年を取るのが一番取れるのですが、滞納になって1年目、2年目まではかなり取れます。ただ、3年目を過ぎますと、やはり取るのが難しくなっていく。本当に滞納者の担税力があるのかどうかというのを調査して、担税力もない、財産もないということになれば欠損で落とすという道筋になってまいります。

ただ、東京都の場合は固定資産税がございまして、これは毎年毎年発生してくるのです。法人税が主体の国とは、消費税もそうですけれども、売上があれば税が発生する、利益があれば税が発生するというのと違って、資産に毎年毎年かかってきますので、同じ滞納者が財産がないなどと思っても、ほかに住んでいる資産しかないなどと思っても、資産はございますし、払えないと毎年積み上がってくるので、その辺りが実務としては大変難しいところがございます。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 さっきの固定資産税の滞納なのですけれども、私は詳しくないのですが、例えば滞納していた方がお亡くなりになられたときは相続ということになりますけれども、そういうときは滞納した部分、債権の部分は優先的に都が取り上げることはできるのですか。

【税制調査課長】 すみません、御質問をもう一度お願いします。

【委員】 例えばずっと固定資産税を滞納していて、住んでいる家について1,000万円滞納していたとします。土地が相続資産として残った。それを相続する場合に、相続の人は債務も一緒に相続してしまうのですか、ということです。

【税制部長】 被相続人が生前に滞納していた税金は、相続人にそのまま承継されますので、相続人の方から何とか支払ってくださいということで交渉します。

【委員】 優先的に土地が移る前に無理やり取り上げる、自動的に取り上げるという仕組みではないのですか。

【税制部長】 はい。そういうことにはなっておりません。

【委員】 それは国の法律か何か、憲法上に問題があるのでしょうか。この辺はどうなのですか。

【委員】 物納してはいけないという理由はないわけです。

【委員】 ただ、相続の過程で国か地方公共団体が優先的に取るというのは、

【委員】 一応たしか同一ですね。同じ強さがあったような気がします。

【委員】 わざわざ相談しなくても取れるような仕組みにはなっているのですか。

【税制部長】 勿論、滞納になっていけば差押えはしていますので、どうしてもお支払いしていただけないということになれば公売とかという手続になってまいります。

【委員】 そういう案件というのはどれぐらいあるのですか。よくわかりませんか。では、時間がかかるようだったらいいです。

【税制部長】 それだけで件数は取っていませんので、御理解ください。

【小委員長】 では、○○委員、どうぞ。

【委員】 今の話をもう少し前向きな話にしたいというか、仕組みとかそういうものも非常に重要なのですけれども、税制調査会という形ですから、そちらの提言に向けた議論ということでさせていただくと、確かに固定資産税の滞納があるということではあるのですけれども、かといって、いわゆる現金が発生しないからなかなか納税できないということであるならば、それは裏を返すと、土地の活用として有効活用が十分になされていないのではないかとということとも連動してくるということだと思っております。

勿論、税務当局からそういうことを言い出すというのはなかなか言い出しにくいでしょうけれども、経済学的に考えれば、本来何らかの形で土地から収益が上げられるならば、そこで現金ないしはタイムラグは伴うかもしれないけれども、しかるべき納税の能力が発生する、そういう現金ないしはそれなりの財産、経済力が生まれる

ということが考えられますので、極端に言えば、土地をずっと更地のまま寝かして、何も使っていないで、そこで収益も何も発生しないまま放置されていて固定資産税を払ってくれと言われても払えないというようなケースというのは、はっきり言えば土地が有効活用されていないということですから、むしろ固定資産税をお納めいただくということを通じてよりよく土地を活用していただくという方向に促せる、そういうツールに固定資産税というのはなるのではないかと思います。

本当は固定資産税の話は後半のテーマなので徴収の話に今度は区切りますけれども、徴収という意味では、納税を促すことを通じて土地の有効活用が促せるというぐらいに徴税部局の方は思っていた方がより建設的ですし、かつ、それは地元の土地活用という観点、まちづくりという観点からも意味のあることなのではないかと思えます。

ですから、決して税金を払ってくれないからといって徴収を諦めるということにしなくてもいいのではないかと。何とか土地を有効活用して現金を生み出して、それでいずれ滞納している分も含めて払ってくださいと徴収を考えていくというところでもいいのではないかと思います。

**【小委員長】** ありがとうございます。この点、後半のテーマと重なっているところがございます、例のリバースモーゲージの問題とも関係するのですが、引き続きこの点についてございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

**【委員】** これは社会保障・税番号制度の話と関係してくるところだと思うのですが、今のマイナンバー法案ではそこまで規定していないので、先走ったことを言ってしまうと少し地に足がついていない議論と思われるかもしれませんが、せっかくの税制調査会ですので、マイナンバー法案で議論されている内容にこだわらず、番号制度の活用という意味でいうと、都民税、区民税、市町村民税と固定資産税の納税者の名寄せというか、それがいずれ実現できると非常にいろいろな意味で意義があるのではないかと思います。

例えば地方自治体での関係ということで言えば、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度等々で、いわゆる所得割という形で今は個人住民税の納税記録を活用しながら保険料を徴収しているということがありますが、一部の自治体では資産割というものも設けている。これは主に国民健康保険ですけれども、別に高齢者と限らなくてもいいのですけれども、よくある話は、高齢者の中で必ずしも所得、収入は余り多くはないけれども、たくさんの資産を持っておられて、生活面での資金的なところもそれほど苦勞はされていないということだけれども、所得が少ないがゆえに保険料をそんなに払わなくてよいという計算になっていて、随分大きなお屋敷に住んでいる割には保険料を余り払っておられなくて、それでいて高齢者だから、医療や介護だとかいろいろ給付を受けておられるということだとすると、若い人から見ると、働いて稼いで保険料を払っているということとの対比で見ると随分アンバランスなところがあるのではないかと指摘も社会保障の議論の中ではあつたりすることから考えると、少なくとも固定資産税は課税して記録を持っているけれども、そこまで名寄せ、つまり個人の住民税がどれだけ納税されていて、その同一人物が固定資産税をどれだけ払っているかというようなところの名寄せまで相当厳密にやっているわけでは必ずしもないというような状況がありますから、そういうものをより平易に、かつ、システムティックにやるということになると、番号を活用することが望まれると思います。

勿論、マイナンバー法案はそこまで行っていないので、そういうようなものは将来的な課題という話になるのかもしれませんが、少なくとも自治体がある個人に対して課税しているということでどういうふうな形でだれにどれだけ課税していくのかということの情報というのは、徴税も勿論ですけれども、単に徴税だけの話ではなくて、社会保険料の面から見ても情報というのは非常に重要な意味を持つ情報であつたりするので、そういう意味では、番号制度を自治体の中でも有効に活用していくということが必要なのではないかと思います。

**【小委員長】** ありがとうございます。今のお話は恐らく「名寄せ」ということに関わっています。確かにい

いろいろな制度における低所得者の判定のときに個人住民税の資料をよく使われることがあるわけで、個人住民税の資料だけで本当にその人の経済力がはかれるのかというところの問題提起かと思えます。

ただいまお話がございましたとおり、いわゆる不動産を持っている方の隠れた収益といえますか、帰属の所得といえますか、あるいは分離課税になっている部分であるとか、個人住民税という形で総合課税されている部分だけでは見えないところがございます。そういったところをとらえて経済力を「名寄せ」するということが必要なのではないかという問題提起かと思えます。確かにそういう面があると思えます。ここについても何か御意見がございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 公平な所得の捕捉ということですけども、かねてから言われる業種別によって所得の把握はトーゴーサンピンとかということが言われてきているわけですけども、そういう捕捉率の違いということがなぜこれまで改まってきていないのかということは組織に問題があるのか、あるいは法律の仕組みに問題があるのか、私も詳しい原因はわかりませんが、いずれにしても、収入なり必要経費なりの把握をもっと適切にやらなければ、この問題は解決できないのだろうと思っております。

そういう意味で、今、国会で審議されているマイナンバー制度というものが所得の正確な把握に今後どういうふうに貢献することができるのかということ、私も今、マイナンバー制度の詳しいことはわかりませんが、個人なり法人なりの収入あるいは必要経費の額等のデータというものが、名寄せがうまくいってその辺の把握が適切にできる仕組みになっているのかどうか、今後、マイナンバー制度の内容を具体的に検討して判断していきたいと思っております。

【小委員長】 ありがとうございます。マイナンバー制度についての御意見かと思えます。これもよくある議論でございまして、マイナンバー制度を導入して、それが今言ったように「名寄せ」については非常に効果があると思うのですが、名寄せ以前の問題として、収入から必要経費を引いて所得を計算するのが所得税の基本なのですが、それに対してマイナンバー制度が何か貢献するのだろうかということについていろいろ議論があるかと思えますし、余りないのではないかという意見も伺うことがあります。

確かに全体としてはいわゆるクロヨン問題というのが、先ほどのディスカッションペーパーにグラフもございましたが、どれほどの深刻な問題であって、それがマイナンバーあるいはマイナンバー制度を導入した後の何らかの制度改革によって所得捕捉の度合いが高まる方向になるのだろうかということについては、まだ私ははっきりしたところはわかりません。この点について何か御意見がございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 資料12を見て今びっくりしています。私の勉強不足かもしれませんが、97年時点で自営業と農業所得の捕捉率がとても高くなっています。例えば、自営業の捕捉率は94.7となっていることは信じがたいのですが、どなたか具体的な説明を伺うことができる方がいらっしゃればお聞きしたいのです。

【小委員長】 これはディスカッションペーパーからそのまま持ってきたわけですね。

【税制調査課長】 はい。

【委員】 でも、やはりこれだけドラスティックに変わっているというのは、当該論文の中には、一応説明はあるはずですね。

【税制調査課長】 このディスカッションペーパーの基になっている論文の結論には、「クロヨンと称される所得捕捉率の格差について近年のデータを用いて検証を行った結果、いまだにその存在を否定はできないものの、その格差はかなり縮小してきていることが示された。その背景としては、税務執行体制の強化や農業分野における構造変化や所得標準の廃止等の要因が考えられる」と書かれております。

【委員】 では、見てみます。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 先生方の御意見を拝聴していたのですが、先に資料12から申し上げると、クロヨンというのが独り歩きしているのです。一度そういう概念は消去していただいて、現実にならっているかということ、私は農業所得は見えていないのでわからないのだけれども、少なくともトーゴーサンピンとか面白おかしく言われているというのは、過大にそういう格差を表現したものだと思います。

ここで言っている給与所得は当然ですが、自営業者の所得というのは1977年と97年の20年間、少なくとも我々の実感からすると、税務調査の手段とか手法とか、データのとり方というのは非常に万遍なく行われるようになっていきます。資料せんは常に飛び交っているし、国税と地方のデータとの突合というのも非常に進んでいるということがあるのです。もともと新聞紙上で取り上げられている脱税者の話はごくごくまねな話を面白おかしく書かなければいけないでしょうから、マスコミもそういうふうにとらえているので、どんな時代でも不正者は現れるのですけれども、それが全体であるかのごとく書くからおかしいということだろうと思っています。

番号制の話ですけれども、77～97年の過程の中で、納税者の所得を捕捉する資料せんは非常に万遍なく取られるようになっていきます。

納税者には番号が実は付いているのです。だから、納税者に番号がないというのは間違いで、番号でちゃんと捕捉されているのです。納税者を管理している番号と資料せんを両方きちんと突合すれば、相当の捕捉率が高まるというのは当然な話で、そういう努力があるということをおまねに考えていただかなければいけないと思います。

したがって、納税者番号制が新たに必要ではなくて、既に納税者には番号を振っています。ただ、税と社会保険の共通番号というのならばあり得る話で、現実にはそうならない。そこを両方マッチングさせていこうという考え方は当然だと思いますが、それがあから脱税がなくなるとか、巷間言われているように捕捉できない事態がなくなるとかというのは全く幻想ですから、そこは違うと考えています。

もう一つ、ついでだから申し上げますけれども、番号制を考える場合にフラットモデルがいいとして、例えばアメリカの社会保障番号（ソーシャルセキュリティナンバー）を想定した意見があるが、そのような仕組みでやると、なりすまし社会になるから、そこは十分に議論をしておかないと、捕捉率が高まるという幻想に踊らされて収拾のつかない社会になるということはおまねたいと思います。

ですから、私は、社会保障と税に限って利用できる番号制ということなら意味があると思っています。

【小委員長】 ありがとうございます。マイナンバー制度について、この場合、利用範囲をどこまで制限するか、あるいは民間利用を規制、禁止するとか、プライバシーの保護の観点からいろいろな提言も出されています。それに応じて制度の仕組みが整えられていると思うのですが、しかし、それでもまだ不十分であるという意見があることも承知しております。その点も含めて何か御意見ございましたら。

○○委員、どうぞ。

【委員】 今、名寄せの話が出たのですが、やはり公平で確実な所得の捕捉とか資産の捕捉というのを考えたときに、結局、国と東京都と市区町村との間での情報の共有というのは非常に重要だと思います。ところが実際にはなかなか国税のデータが自治体に来なかったとか、非常に非効率なことをやられていると聞いています。最近はず分その辺りも改善されてきているようではありますが、そういった情報共有の仕組みをどういうふうに行行政の側でつくっていくかということも非常に重要なのではないかと思います。

特に東京都の場合は、固定資産税の特別区分については都の方で徴収をされているということで、多摩の方の市とはちょっと状況が異なると思いますけれども、もしそこを一体的に市町村で実施していれば、住民税と固定資産税と国保料と介護保険料と、あるいは生活保護など社会保障の給付のところまで、個々の世帯の状況を把握しながら対応するということもできると思います。23区の場合、固定資産税についてだけ都がやっております

ので、こうした情報を、例えば都と区でどのように連携したり情報を共有できるかという辺りのところが課題になってくると思います。

これがマイナンバー制で歳入庁となれば、確かに一元化はされると思うのですが、それが歳入庁まで行って全部番号で入れたときに、今度は逆に住民の暮らしの場とは距離が開いてしまう部分もあって、そのところを自治体としてどういうふうに見配りをしていくのかということも、もう一つ大きな課題として出てくるのではないかと思います。

それから、租税教育の重要性という話が出ていたと思うのですが、私、この数年間、幾つかの自治体の租税教育プログラムをつくる手伝いをしていました。そこで、国税庁なども含めて、例えば子ども向けの租税教育のプログラムにどのようなものがあるかというのを調べたのですが、どうもその中身を見ると、税を払わないと教育サービスが受けられないとか、道路がぼろぼろになってしまうとか、払わないと受けられないというところだけがフォーカスされていて、例えば地域のインフラだとか安心・安全な暮らしをみんなで負担し合うというような、社会参加の仕組みとしての租税という説明も抜け落ちていたり、あるいは負担の水準に応じてサービスの給付の水準が変わるといって、高福祉高負担、低福祉低負担といった説明も実は抜けていたり、租税の所得再分配機能、つまり持てる者が持たざる者を支えるとか、そういうところの説明がかなり抜け落ちてしまっています。その辺りのところをもう少し地域をつくるための負担をだれがどのように担うのかということも含めて考えさせるようなプログラムをつくらうということでも手伝いをした経験があります。先ほど文科省と一体で租税教育についても考えているというお話でしたけれども、共同負担を通じた社会参加というような考え方を伝えるようなプログラムというものが考えられていいのではないかと思います。

今日の資料で、慶應義塾大学の井手先生の資料が入っていて、中間層の痛税感が強いと書いてあるのですが、やはり中間層がどう動くかというのは世論に非常に大きな影響を与える部分だと思うのですが、恐らく中間層のところでは税負担に対するサービス給付というところについての実感がなかなか得られないというのがこの国の実情ではないかと思います。そういったところも含めて、案外負担については非常に重く感じるのだけれども、それがどういうサービスに跳ね返ってきているのかということも含めた、何か共感できるような仕組みというのをこの教育のプログラムも併せて考えていく必要があるのではないかと思います。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 ○○先生が租税教育の重要性についてどう考えるべきかということでも御発言いただいたので、私どもの立場をお話しておきたいと思います。私どもの立場というのは東京税理士会の立場なのですが、私どもは国税庁が租税教育をやろうと言っていることについて、そういうことも必要であると考えました。ただ、よく聞いてみると、おっしゃるように、税を取る立場から、払わないのは非国民みたいな視点が非常に強いです。そうではなくて、納税者の権利というのはやはりあるのです。市民が参加していく中でいろんな形態の一つとして、租税を払うという参加の仕方があるのですが、それには納税者の権利も伴っているわけなので、権利と義務の話はきちんとしなければいけないし、租税というのは我々国民が決めるものですから、そこへ参加していく必要もあるのだということなどから、教育基本法に基づいて租税教育のプログラムを我々自身で考えてみようということにしました。

東京国税局からは、講師を派遣してくれという要請もあるし、我々としても我々がやらなければいけないという社会的な使命もあります。講師用のテキストというのをつくりましたので、その講師用のテキストを今度事務局にお渡ししておきたいと思うのですが、少なくとも私どもは、なるべく取る側の立場ということではなくて市民の側の立場から租税教育を考えたいと思っています。ただ、そのとおりになっているかどうか、一層努力しなければいけないと思っています。

【小委員長】 ありがとうございます。○○委員、○○委員から租税教育について取り組まれている、ある

いはそれに協力されているところですので、是非資料を御提供いただければと思っております。

今、〇〇委員からお話がありましたけれども、例えば実際には国、東京都あるいは市区町村のいわゆる税務執行における協力体制ということについてですね。所得税、住民税関連では先ほど資料ですと市町村がどういうことをやっているかという話も図にはなっていたかと思います。基本的にはこれは東京都としてはどういうふうに絡んでくるか。資料14がございしますが、ここには市町村は出てくるわけですが、東京都はここにどのように参加というか、役割が何か特にございましたら。

【税制調査担当部長】 今のお話は14ページのところです。これは市町村の住民税に関することについての図となっておりますので、東京都はこの中には関与してこないと御理解いただければと思います。

【小委員長】 それから、23区に関しては固定資産税は都が徴収して、個人住民税は区が徴収しているので、先ほどの話にもありましたけれども、別々に税務執行を行うわけですので、そこについての協力があつた方がいいのではないかという御意見もあつたかなと思います。これについても何か御意見がございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 1977年にはできていなかったと思うのですが、行政庁間の協力というのはその後、法的に決められていますから、基本的には協力すべきだし、しなければいけないということになっていると思うのです。少なくとも私どもが携わっている税務の関係では、課税側が、この人の奥さんはアルバイトで何か所から給料をもらっている人ですとの指摘があり、どうしてそういうデータがわかるのですかと聞くと、市町村のデータから課税は掌握していますということをはっきりと言っているのです、お互いの関係というのはその気になれば非常にうまくいくようになっていると思うのです。だから、そこをやるかやらないかの話は別として、仕組みとしては行政庁間がよく協力しなければいけないということにはなっているということです。

例えば先生方の税務調査がもしあつたとして、ある期間、先生は日本にいなかったという事実があれば確実にわかるのです。なぜ税務署がわかるのか。その期間、何月何日にフライトは何便でどこへ行っていつ帰ってきたというところまで掌握できるのは、税務署だけの情報ではないのです。行政庁間ですぐに協力する体制ができていますからなのです。

番号制ということも大切ですが、今、省庁間でちゃんと協力すればそういう情報というのは相当取れるようになっている。やたら皆さん方の行動を監視する必要はないのだけれども、必要があればきちっと把握する術ができていて、行政庁相互ではそれを拒否しないようになっているのです。少なくともそういうことなのだけれども、固定資産税がどうかというと、これはまさに市町村の税ですから、その情報を国から取るということとはできないだろう。それぞれの税がどういう役割であるのかということで協力関係は深まると思っています。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 租税教育なのですけれども、資産運用セミナーなどいかに納税を回避するためのノウハウのセミナーが繁盛している御時世では、私は非常に悲観的です。租税教育にお金を使うだけ無駄で、それよりも税務の執行体制をちゃんと整えた方がいいかなと思っています。

以上です。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 ちょっと教えていただきたいのは、資料5の税務職員数の推移というところで都の職員がかなりこの間大幅に減っているのですけれども、これは効率化が達成できているのか、集中改革プランの影響で税務も影響を受けているのか、この辺、人数が減っているということと、実際の税務行政の実態がどうなっているのか教えていただけますか。

【小委員長】 これは事務局からどうぞ。

【税制調査課長】 こちらが大きく減っている主な理由は、業務のオンライン化です。平成2年と平成16年

に特に大きなシステムを入れ替えて改修しております。新システム導入時にごくっと減りますし、導入後も少しずつ事務の見直しを進めていって減っていることが主な要因でございます。

【小委員長】 よろしいですか。これは東京都独自の取組としてということになりますか。

【税制調査課長】 そういうことになります。システムは東京都独自で開発して入れ替えているということになります。

【小委員長】 この図の一番下にある都道府県は2万4,000人から1万9,000人へ5,000人ほど減っているわけですが、そのうち2,000人は東京都ということで、大変大幅な減少になっています。ということは逆に言うと、そういうことがほかの団体でもやれる可能性があるのかもしれない。勿論、規模の経済などいろいろあるのかとは思いますが、そういう取組の結果ということなのかと思います。

ほかはいかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 1つだけ教えていただきたいのが給付付き税額控除に関するところなのですが、例えば27ページ目にある資料です。給付付き税額控除の中で、今、我が国における公正という概念から考えると、消費税が入ってくるからその分を給付とどのように関連付けるのかという話がまず1点あると思います。もう一点は、例えば給付額が大きくなってくると、生活保護とのバランスというのもまた公正という概念からとても重要になると思うのです。給付付き税額控除を考える上での公正の視野に、消費税相当額みたいなものを想定するのか、それとも例えば生活保護との見合いのバランスを考えるのか、ここで恐らく考え方が分かれてきそうな気がするのですが、この点について事務局、他の先生方がどのようにお考えなのかを教えていただければうれしいです。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今の段階では、別に何も決まっていないわけです。ひょっとしたら消費税増税法案は通るけれども、簡素な給付措置とか、それを決めるときには内閣は変わっているかもしれないし、何も決まっていないわけです。ただ、いろいろな意見を持っている方は当然いらっしゃって、消費税の増税に伴う低所得者対策としてこれを使うべきだと言っている人もいらっしゃるでしょうし、そういう話とはまた別に所得税の所得再分配機能を強化するということだったら、課税最低限以下のところに対してもどういうふう配慮するのだという観点からおっしゃっている方もいらっしゃるということで、両方それはあり得ると思うのです。だから、どちらが今の議論の主流だとか傍流だとかそういうものないだろうし、むしろここで議論するのはどうするかというそれぞれの委員の方々の意見という話になるのではないかと思います。

ただ、生活保護の話は、多分給付付き税額控除というか、要は税の還付、払っていないから還付も何もないのだけれども、給付をもらったならば収入としてカウントされるわけですから、特段生活保護との対応というのは、別に働いて稼いで得た収入を持っているか、給付付き税額控除で給付をもらって収入を持っているかとは、そこは差別されるものではないのではないですか。

【委員】 〇〇先生のお考えでは生活保護の上に乗せるのですね。例えば10万円に。

【委員】 そうではなくて、生活保護要件を満たすかどうかの判断の1つの材料として給付を受けているといったら、その給付を受けている分というのは当然カウントに入ってくるという話ではないのですか。少なくとも上乗せするという話ではないと思います。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【小委員長】 27ページにある給付付き税額控除の中で、消費税逆進性対策型と書いてあるのはカナダのものだけです。GSTクレジットです。ここで先ほどの名寄せの問題と絡むのですが、低所得者を判定するときの所得の基準が日本であれば個人住民税でやるわけです。個人住民税は先ほど言ったとおり、分離課税が抜けていたり、あと非課税になっているものが多いわけです。社会保障給付なども抜けていますね。

ところが、カナダの制度は違って、所得の概念の中にいわゆる金融所得も入っていますし、社会保障給付

も全部入っているのです。だから、生活保護をもらっていると、生活保護の収入も所得になるわけです。それらを含めた所得が低所得者の判定の基準になっている。そのうえでGSTクレジットというのは実質上給付ということになるわけです。低所得者を判定するときの基準に生活保護、雇用保険、年金、そういう現金給付もみんな入ってくるという考え方です。勿論、それについて何も決まっていないうのは〇〇委員のおっしゃったとおりで、いろんな考え方があり得るということかと思えます。

〇〇委員、どうぞ。

**【委員】** ちょっと質問なのですが、今の27ページの税額控除の表の一番右の給付の仕組みのところなのですが、すけれども、例えば今カナダのGSTクレジットのところ、右側には全額給付と書いてあるのですが、全額給付というのはどういう意味なのか。あるいは上から2段目のところには税額と相殺と書いてあるのですが、これはどういう意味かよくわからないので教えていただけますか。

**【小委員長】** これは私が申し上げますと、アメリカの場合に、2番目に出てきます児童税額控除がございませう。アメリカの児童税額控除というのは、該当する親が働いているかどうかということ、あるいはどれだけ収入があるかによって給付が得られる場合と得られない場合があります、複雑な制度になっております。そういう点で税額と相殺されるということは、まさに税額控除ということなのですが、最後に給付が得られるかどうか、つまりマイナスの税額になった場合にその分を給付が得られるかどうかというのは、アメリカの場合はケース・バイ・ケースです。

下の方にカナダの児童手当、あるいはGSTクレジットのところは、全額給付と書いてありますが、基本的にはこれは給付ですから、もらえるということになります。下から3番目の税額と相殺し、残額を給付というのと、全額給付というのは、実質的には余り変わらないものだと思っています。少なくとも正確に言うと、税額と相殺して税額控除していった、仮にマイナスの税額になってしまったらマイナスになった部分はお金でももらえるという形になるのが給付付き税額控除の考え方です。

**【委員】** ありがとうございます。

**【小委員長】** このことにつきまして、ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日はもう一つテーマがございませう。「これからの固定資産税について」ということとございませう。既に固定資産税の話はいろいろと出てきていますが、固定資産税、それに関連して都市計画税もここで含めていいと思いますが、固定資産に関する課税は少子高齢社会には一体どうあるべきかという点。いわゆるまちづくりへの活用ということについてどう考えたらいいかということとございませう。

先ほど説明いただいた資料にも現在の固定資産税、都市計画税の概要、いわゆる宅地に関する特例措置の内容、その税収が都税収に占める比重、固定資産税の他の税と比較した変動の小ささ、そういうものを示す指標であるとか、先ほど申し上げたリバースモーゲージであるとか、そういったことについても資料をここで挙げさせていただきます。

これにつきまして、まずこの資料について何か質問がございましたら。

では、〇〇委員、どうぞ。

**【委員】** 資料5の平成5～8年のところ、評価額が急激に上がっているのは、評価替えで上がったということなのですか。

**【税制調査課長】** こちらは平成6年度に、いわゆる7割評価というのが導入されましたので評価額は上がっております。それまでは地価公示価格の2割とか3割とか決まっていませうでした。全国でおおむね7割で評価するということで制度が変わりましたので上がっているものでございませう。

**【小委員長】** よろしいでしょうか。

それでは、この論点に関して、あるいはこの資料に基づいて結構でございますけれども、何か御意見ござい

ましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 質問なのですが、武蔵野市のリバースモーゲージの例が7ページ、資料7ぐらいから始まると思うのですが、私の古い記憶ではほとんど利用者がいなかったような気がするのですが、実際の利用者がまずどれぐらいいるのかを教えてくださいたいと思います。

それを質問する最大の理由は、日本の場合は通常木造建築で、海外のヨーロッパのように30年から50年さらにもっと長く建築分が耐用できるならばリバースモーゲージはまことしやかなわけですが、わが国のように木造住宅で30年経ったら建て替えなければいけないという場合、リバースモーゲージはどれぐらい行政側としてまことしやかに受け取っているのかという点を教えてくださいたいと思います。

【税制調査課長】 申し訳ございません。武蔵野市の例については、どのぐらい利用者がいるのかというのは把握してございません。東京スター銀行や三井住友信託銀行のような民間金融機関でもこういう制度をつくっているということで、何か需要があるのかなと思っておりました。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今の話なのですが、私が聞いているところでは、やはり武蔵野市は非常に利用が少ないということで、その理由としては、確かに建物の問題はあるのですが、土地は土地で当然売却すれば資産になるのだけれども、結局その高齢者の方が亡くなった後の相続人となる方々がリバースモーゲージは困るということで非常に反対して、なかなか合意が取れなくて実際はうまくいっていないというようなことを聞いています。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 この論点のところなのですが、少子高齢社会における固定資産税制ということなのですが、リバースモーゲージの問題を別にしますと、高齢者だからといって固定資産の評価を軽減するとか、そういうことはなかなか制度的に難しいと思うのです。だから、税制でどうあるべきかというのはどういうことを意図しておられるのか私は怪訝に思っているわけです。

それと固定資産税のまちづくり等への活用というのですが、固定資産税は一般財源ですので、まちづくりに特定するとなると都市計画税の問題になってくるのではないかなと思うのですが、この辺のところもどういうふうに考えたらよいかかわからない状況です。

【小委員長】 確かに論点のところは、高齢者に軽減しようと考えているわけではございません。むしろ先ほど前半の議論にもございましたけれども、フローとしての、いわゆる現金が動く形の所得とは別にストックという形で、固定資産という形での経済力といったものもあるわけですので、そういったところをとらえて、高齢者の方を軽減するという意味ではなくて、逆にそういう形での経済力を持っておられる方もいらっしゃるわけですので、そういったところをどう考えたらいいのかということも問題提起させていただいております。

まちづくりの活用ということで、確かに今お話いただきましたように都市計画税は大きな意味を持っているのではないかと思います。資料4、4ページにございますが、東京都を見ますと、いずれにしても23区から得ている税収ということになると思うのですが、固定資産税が1兆1,000億円に対して都市計画税は2,000億円あるわけです。全国の市町村の税収を見ても都市計画税の重みを考えてみますと1兆2,000億円ということですので、東京都が得ている都市計画税は相当大きいものだと思っております。

都市計画税につきましては制限税率も0.3%ということで付いておりますし、全国の市町村を見ても制限税率いっぱいにかけている団体もあるわけがございます。固定資産税の方は御存じのとおり、制限税率はなくなったわけですが、都市計画税の方には制限税率が付いているという問題もございます。

また、都市計画税の方は制度の説明のところにございますとおり、市街化区域内の土地家屋にかけております。そこで固定資産税とちょっと課税客体が異なっている面もございますので、むしろまちづくり、住民といいます

か、実際には土地家屋所有者なのですが、その方々のまちづくりへの貢献あるいは協力という観点から、都市計画税というのもこれからより活用されるものではなからうかと考えておまして、そこでここに掲げさせていただきました。そういう点も含めて、何か御意見をいただければと考えております。

では、〇〇委員。

【委員】 論点の2番目の固定資産税のまちづくり等への活用というのは、1つは総会時の八代先生の御講演の中にも、それがいいかどうかというのはともかく、固定資産税を少し考えたらどうかというような御示唆もあったように記憶しています。

もう1つは、〇〇委員の話にもあったと思うのですが、コンパクトシティのような形で環境だけではなくて、今のような土地利用の仕方ではなかなか資産価値がうまくいっていないときに固定資産税の税収を上げるということで、いわゆる再開発等でどれだけ資産価値を上げられるのかということもあるのかもしれませんが、そういう点でまちづくり等への活用。どちらが原因でどちらが結果かというのはなかなか難しいと思いますが、そういう観点で何か御議論があればどういうふうにまとめるかというようなお話で私は理解しています。

【小委員長】 ありがとうございます。

そういう観点も含めて、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 まちづくりの観点とも関わるとは思うのですが、まず固定資産税の課税客体は土地と家屋と償却資産の3つあると思うのですが、家屋に関してはその土地でどれくらい公共サービスが提供されているかとその課税標準の計算の仕方は全く関係ないですね。だから、本来、理論的にキャピタライズするのであれば、家屋の評価は難しいことだと思いますけれども、評価方法が今のやり方でいいのかという問題があると思います。

償却資産の方は固定資産税と呼びますが基本的には資本課税なので、本来的には法人税として考えるものだと思います。これを固定資産税と考えていいのか。固定資産税といったら固定資産税なのでしょうけれども、それなら、なぜわざわざ「償却」資産と呼んでいるのかというのは不思議な感じがします。

もう一つは土地なのですが、資料3、小規模住宅等々の特例措置がありますね。これでかなり税収が失われているはず。決定価格とタックスベースとなる固定資産税の差というのはかなりあるはずなのです。これで実際どれくらい税収が失われているのでしょうか。その点、計算されているのですか。

例えば、家屋と償却資産の固定資産税率を下げて土地部分を上げるべきかもしれません。本来まちづくり云々という議論をするのであれば、公共サービスの便益が反映しやすい土地の比重を上げるというのが本来の固定資産税のあり方かなという気がします。地方も国も、これをやると本来かなり財政がよくなると思うのです。

もう一つは、リバースモーゲージの件なのです。先ほど5年で償権が消えるとお話しされましたね。本来、私は5年で消えるべきではないと思うのです。だから、もう資産を持っていない人はしようがないのですが、資産を持っている人は払っていない分ずっとアキュムレイトさせて、最後に死んだときに資産を持っていればどんとそこで取るというのを本来やるべきだと思います。例えば生活保護というのは不正受給しても、あれも5年で不正受給は消えるのですか。全部遡及されるのですか。私は生活保護の不正受給と脱税は同じことだと思っているので。

【委員】 全部ではないです。何年かで消えます。

【委員】 ですから、そこら辺のバランス。リバースモーゲージでとらえるよりもフローの所得持っている人から、かつ資産を持っている人からどうやって最後のところでしっかり税金を取るか。相続人にただ乗りさせない。勿論、奥さんとかがいて生活できなくなるというようなときは例外だとは思いますが、要するに本来だったら、子どもが金を持っているのだったら親の税金も子どもが払ってあげてもいいと思います。生活保護の扶養義務と同じことですから、そういうふうな制度は国の問題だと思いますが、つくり方を工夫すべきかと思っています。

【小委員長】 どうぞ。

【税制調査担当部長】 1つよろしいですか。今の〇〇先生のお話に関連して念のために申し上げますと、5年でなくなるというのは、先ほど申し上げましたように不納欠損という形になって租税債権が消滅するのですが、勿論、5年間、行政庁として何もアクションを起こさなければそういったことになるのですが、当然のことながら時効の中断事由というのが幾つかございまして、行政庁の側できちんと督促をすれば、大きいのは差押えです。差押えをすることによって時効は中断しますので、実際には5年そのままにしておくことはまずあり得ない。きちんと財産調査をして、必要があれば強制的に徴収もいたしますし、そのために差押えをするというようなこともしておりますので、それは勿論、自発的に払っていただくのが一番よいのですけれども、そうならない場合には行政庁の方でもアクションはきちんと起こしています。

【委員】 それは資産がある人すべてに対してですか。

【税制調査担当部長】 すべての案件についてきちんと滞納整理しています。勿論、財産がなければ差押えはできませんけれども、可能なものについては行うということにしております。

【小委員長】 制度の話になりますと、単に東京都がどうするかというだけの話ではございません。確かに全体的な地方税改革の方向性といったことにいろいろ先ほどからも提言が出ていて、マイナンバーに関しても今の固定資産税の制度改革についても、あるいは国保の所得割や、資産割のとらえ方についても、制度としてどうあるべきかということは当然意見を出すことはあり得る話ですので、それは考えさせてもらいたいと思います。いかがでしょうか。

先ほどお話がございました土地、家屋、償却資産の問題、とくに特例のところ、土地の特例が一言で言うと甘いのではないかという御意見かと思えます。確かにそういう面はあるのだろうと思っております。ここをどうするかということについて、いろいろな経緯で今のようになってきたことは存じておりますが、しかし、ここまで下げていいのかという議論もあるということは研究者としては当然あると思えます。それも含めて、ほかに御意見がございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 地方税法の本法附則第17条の2というのを記憶しているのですけれども、それは何かというと、平成25、26年度の土地の価格の特例がありまして、著しく下落している場合の課税上の均衡をどう保つかということで、総務大臣が定める修正基準というのがあるようでして、土地課税台帳にその基準に従って登録をして、著しく下落した場合には対応するということになっているのです。これは附則の特例なのですが、私はこの附則ではなくて本法にこういう規定を入れておくべきだと思っております。これは非常にこれから日本全体ではいろいろ出るはずなので、私の希望としては本法で規定してもらおう。例えば自動車工場が海外に出てしまって、そこが閉鎖されとか、電化製品をつくっている工場が東南アジアに移転するかということはしょっちゅう起きることなのです。そうすると、その工場の跡地がマンション敷地になるのではないかというのが従前の考え方であって、いまどきそんなことはなかなかできない。そればかりではなくて、そういう計画があるという噂だけで地域の不動産については買い手がつかないという状態になるわけですから、やはりきちんとした対応をする必要があるのではないかと思います。

地価の上昇のときにどうするかというのは対応はできているわけです。地価税法というのは今でもあるわけです。ただ、執行が停止されているだけです。上がった場合の対策はできているわけですが、地下下落の事態というのは、附則ができるぐらいですから、当然にあったわけで、今後ともそれは本法に必要ななと思っております。

免税点の話ですけれども、私は基礎控除にしない理由はあると考えているので、これはこれで免税点としてもいいのですが、償却資産の免税点が150万円となっているのは現実的には非常に低いわけで、免税点というの

は常に考えていく必要があるのではないかと思います。

リバースモーゲージは個人的には賛成、できればこういう制度をきちっとしていった方がいいし、民間の銀行任せというのはいかがなものかとは考えています。勿論、銀行がやることをきちっとやってくればその部分は銀行に任せてもいいのですが、やはり自治体としても考えるべきだという提言だとすればそうだと思います。

ただ、成年後見制度との関係もあるのではないかと思います。任意後見人などが依頼された場合には、後見人の意思というのもありますし、なかなかやりにくい面が出てくるだろうなと思うので、民間だけでいいのかどうかという議論はしておく必要があると思います。

社会保険料は国民健康保険の時効の話がありましたけれども、健康保険法では一番短い消滅時効で3年ということになっているので、これは法律的にそうになっているからしょうがない。それ以外のものはそれぞれもっと長い消滅時効になっているから、〇〇先生がおっしゃるように、ずっと取り尽くせられれば取った方がいいし、現実に東京都もそういう対応をなさっているというお話で、私はそれでいいのかなと思うのです。

まちづくり等への活用ということで考えると、固定資産税でまちづくりという発想でいいのかどうなのかと思います。土地とか建物とかというのは地方のさまざまな施策の影響を受けて恩恵も受けている。地下鉄がそばにできるとか、いろんな開発ができるとかということでそれぞれ価値が上がる場合が多いわけです。そういうことは御本人の努力というばかりではなくて社会的な開発などの努力、社会政策によることも多いわけで、地方としてはそういうサービスを提供しているのですから、相続のときに地方としての相続税を私は取るべきだと前から言っているわけでございます。

なぜ消費税が地方消費税としても認められるかといえば、消費地が地方でしょう。固定資産税は土地・建物も地方固有の物件ですね。これは発想を変えていった方がいいのではないかと。そこで地方相続税の税収をどうするかというと、固定資産税でのまちづくりというよりも、地方相続税で再分配していただいたものでまちづくりをするという発想があってしかるべきではないかと。そういう新しい発想を是非議論したいなと思っています。

【小委員長】 ありがとうございます。固定資産税というか、固定資産課税のまちづくりのやり方でどういう課税ポイントで課税していくのがよろしいのかという問題提起になっているのかと思います。これは前期からそういう議論が続いています。

【委員】 しつこくてすみません。

【小委員長】 更にこれについても議論を進めていきたいと考えております。ほかにもいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 先ほどの価格の上下落の話なのですが、要するに3年間固定していることが問題なのですね。ということは、毎年評価替えすることは技術的には可能なのですか。公示価格は毎年出ていますから、それに0.7をかければいいような気がしないでもないのですが、実務的にはいかがでしょうか。

【小委員長】 どうでしょうか。これは事務局から何かございましたら。

【税制調査課長】 毎年評価替えするのは実務的に困難であると思います。

【委員】 どうして難しいのですか。

【税制調査課長】 手間が非常にかかるということなのです。

【委員】 それはその分、税金を上げて人件費にまわしてもらって構いませんから、公平にやってもらえばいいかなという気はしないでもないのです。どれぐらい人件費はかかるのですか。1人で毎年やるということになれば大変でしょうけれど。

【税制調査課長】 地価公示価格は全部の土地について出てくるわけではありません。地価公示価格の7割を目途に路線価というものがつけられ、更にこれを基にしてそれぞれの宅地の奥行、形状などに応じて評価が決まります。

【委員】 そのルールは決まっているわけですから、ルール通りに計算するソフトを1回つくってしまえばいいような気がしないでもないのです。

【税制調査課長】 その代わりに、先ほどもあった据え置き年度においても地価が下落して課税上著しく均衡を失すると認める場合には、下落修正をするということで簡易な下落修正というのは行っているというものです。

【委員】 でも、毎年やれば別にそんな必要はなくなるのではないですか。

【委員】 ○○先生がおっしゃるとおりなのだけれども、東京の市町村は大きいけれども、地方へ行くと小さいから兼任している人もいますね。固定資産だけやっている職員が何人もいればいいけれどもね。

【委員】 それは都道府県に委託すればいいような気がするのです。

【委員】 そういう考え方もあるかもしれませんね。

【委員】 都道府県に任せれば規模の経済も働きます。単なる評価で、税率を決めるという訳ではないのですから。税率は市町村で決めればいいだけで、徴収もこだわるのならば市町村でやればいいと思います。土地の評価だけに限れば、国の出先機関でやっても構わないと思うのです。

【委員】 今、○○先生がおっしゃるのは、私もそうだと基本的に思うのです。土地の場合には一物3価とか4価になっていて非常にわかりにくいのです。どこが基準になってどの価格がどうなのだというのは普通の人は全くわからないので、固定資産税の評価についても同じようにした方がわかりやすい。それに税率とか控除とか考えればいいのですね。そういうことはあり得るし、それだったら毎年毎年やっているということですね。

【委員】 実際にできるはず。

【委員】 土地はできそうですけれどもね。

【委員】 建物が大変。

【委員】 家屋があるかないか毎年チェックするのですか。

【委員】 だって滅失するもの。当然、滅失登記しますよ。

【税制調査課長】 家屋があるかないかは毎年航空写真を撮って調べていますし、各都税事務所の担当者が回って全部みていますので。

【委員】 フェアな税制を保つために税金を使っただけなのは、全く私は問題ないと思うのです。

【小委員長】 どれだけのコストがかかるのかということについての推計をしなければいけないかと思うのです。

【委員】 特例をなくせばそれぐらい十分カバーできる。

【小委員長】 その条件を満たすのが実は大変なことだと思います。政策のパッケージを考えると、それぞれすべての問題点をクリアしなければいけなくなります。評価替えを何年ごとにやっているかというのは、国によっていろいろなケースがあるかと思います。アメリカなどでずっと数十年やっていない州もあったり、あるいは毎年やる州もあると聞いております。かなりいろいろなケースがあると聞いております。

日本の場合は3年ごとに評価替えということでやりつつ、負担調整措置がかなり機能しているので、それで余り急激に税額が変動しないような形をとってきているのですが、それがどうなのかということについての評価もありますので、それも併せて我々としては評価をしていかなければいけないかと思っております。いかがでしょうか。

○○委員、どうぞ。

【委員】 今日の論点として少子高齢社会における固定資産税制ということがうたわれているのですけれども、少子高齢化というよりも人口減少ということを念頭に置いたときに、東京でもこれから先、人口が減ってくるわけですが、そこで出てくるのが空き家問題だと思います。先ほどの特例の話もありますけれども、今、空き家がすごく増えていて、本当であればそこも更地にして新しく何か活用するというような方法もあってもいいのだけ

れども、そのまま空き家を維持しておかないと土地に対する固定資産税が非常に高くかかってしまうということで、なかなかそのリニューアルが進まないまま再開発ができないというようなことが各地で起こっているということを最近よく聞きます。

他方で、今、高齢者に対する地域包括ケアの仕組みをつくらうということで、小規模多機能型のグループホームをつくらうと思ってもなかなか場所がないということが問題になっていて、この辺りのミスマッチをこういった固定資産税制をうまく活用しながら工夫する余地はないのかなというようなところを非常に気になっています。

ただ、他方で、これは恐らく都市計画との関わりがあって、都市計画法の見直しにも関わってくる領域にもなるのかもしれないのですけれども、そういったことを考えると、今生じている全然手付かずのまま税制上の優遇を受けるために手入れが進まない空き家と、新しくそういった施設などを整備したいのだけれども、そこがうまく場所が見つからないというところ、マッチングするときに何か税制上の優遇なのか、あるいはこの特例をなくすのか、やり方はいろいろあると思うのですけれども、そこを工夫する方法が考えられないのかなと思っています。

もう一つは、今、空き地についても、今後数年以内に首都直下型地震が来る確率がという話がありますけれども、防災対策というのを考えたときに、やはり密集しているところに一定の空き地なり緑地があるということの意味は実は非常に大きいというような議論もありますので、そういった防災対策とか緑化ということも考えた上での土地の利用の在り方と、そのときの固定資産税制のうまく政策的な組み合わせのメニューというものがまちづくりの方針との見合いでうまく活用する、そういうことが考えられないかなと。

そのときに、また先ほどと同じ話になるのですけれども、結局、東京23区の場合には、そこは都が徴収していますので、区との連携が非常に重要になってくると思うのですけれども、そこをうまく検討できないかなと思ったところです。

**【委員】** 先ほどの空き家対策なり土地活用に連動するのですけれども、某省庁の人とちょっと話したことがあります。これは正しいかどうかかわからないので〇〇先生に御確認したいのです。よくシャッター街の話が出てきますね。その方がおっしゃったのは、要するに事業所ということにしてとりあえずシャッターを閉めていけば、そこに住んでいる固定資産税が安くなるので動かないのだという。雑談レベルなのですけれども、事実確認です。固定資産税がそういうシャッター街に与えている影響というのはあるのでしょうか。

**【委員】** シャッター街になるような古い商店街は商店をおやめになっても裏に住んでいたり、階上に住んでいたりなさっているのです。だから、表側のシャッターを閉めてもそこは依然として居住用に使っているという場合が非常に多いのです。シャッターが閉まっているから使っていないというわけではないというのが私どもの実感としては非常にありますので、〇〇先生がおっしゃるようになかなかどかない。実際には便利で利用価値があるところですから、裏は住まいになってというのは非常に多い。もう一つは、相続を待っている。あくまでも実務の話だけれども、相続を待っていてそのままにしておくというケースと2つはよく見ます。

**【委員】** シャッター街形成に税制が影響を与えているというのは十分考えられる話ですね。

**【委員】** そうです。居住用に使っていれば利用価値は安いですからね。

**【委員】** ありがとうございます。

**【小委員長】** 何人かの委員からお話いただいているのは、固定資産税あるいは相続税もそうかもしれませんが、いわゆる現行の税制がまちづくりの取組に対する阻害要因という大げさですけれども、取組に対するマイナス要因になるケースもあるのではないかと御意見が出ていたかと思います。住宅用地の特例の問題、あるいは例えば防災緑地の形成、グループホームの建設、シャッター街、再開発の取組について、現行の税制が何らかの形でマイナス要因になっているという点があれば改正を提言していくことにも当然意味があります。

そこは実態が具体的にどうなっているかを整理しなければいけませんので、なかなか今日、明日というわけにはいかないのですが、そういう観点を入れて検討しなければいけないということは言えますので、この辺については考えさせていただきます。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 これは最初にまず1点だけ意見を言った後、質問をしたいのですが、意見は、相続税は所得再分配機能なので基本的に国が持つべきだと思っているので、これを地方税とするのは個人的にはいかがなものかという印象を持っています。

その上で、先ほど〇〇先生と〇〇先生から御議論していただいていた戦略的に固定資産税を使えないのかという視点からなのですが、家屋に対する課税が残っていると有効活用になかなかいかないという実態があるとするならば、例えば固定資産税のうち、自治体レベルで勝手に付け加えていいならば、家屋に対する軽減措置を厚くする代わりに固定資産税率を上げて、税収中立にしたまま実態的に土地に対する課税の税率を引き上げることも可能になるかという気はします。

でも、それがちょっと嫌だというならば、任意課税になっている都市計画税が今0.3%が制限税率になっていて、勿論、財源としての価値はあるけれども、戦略的に使うにしたらず少しパワー不足でいかにも税率が低いし、固定資産税の制限税率が外れている現代を考えると、都市計画税の制限税率の引き上げを訴えていくというのは手かもしれません。

そうすると、都市計画区域内における家屋と土地に対する税率を引き上げることで、その税収は再投資にも使えますし、かつ、有効利用していない人たちを追い出す効果というものを意図的に狙えるという感じもします。なので、相続税の話と、固定資産税は扱いにくいとするならば、任意課税の都市計画税の制限税率を上げていくというような訴え方というのは地方自治体としてはあり得るのではないのでしょうか。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 それに関してなのですが、私は家屋と償却資産に係る固定資産税はもうゼロにしてもいいかなど。その代わりに、土地に係る固定資産税の特例をなくすべきだと思います。多分税収は増えますね。どうですか。税収が増えるのであれば、例えば償却資産は法人課税ですし、いわゆる企業の国際競争力の観点から言うと、特にいい税だとは私は思っていないです。家屋は収益還元価格をちゃんと計算できればいいのですけれども、全国一律の再建築価格方式で、あと一定の年数経ったら2割で固定でしたか。一定割合ずっと続くのですね。これはどう考えてもおかしい評価の仕方なので、それだったらやめてその分全部土地にしわ寄せをやった方が、公正という観点から合っていると思います。

【小委員長】 どうぞ。

【委員】 そういう御意見はごもっともだということはあるのですが、1つは、都市部はそれでいいと思うのですが、過疎地域や地方はどちらから税収を上げているかということ、やはり家屋で上げている部分があるので、それをすべて土地だけで固定資産税を構成するような提言をする場合には少し慎重であった方がいいのではないかと。

というのは、東京都などはそれで困らないと思うのですが、地方は家屋の部分でかなりの固定資産税収を確保しているような実態もあるわけで、それがいいかどうかは問題なのですが、家屋の評価をどういうふうにするかということで、今のような再建築というような形の評価の仕方ではなくて、減価償却していくような形で、最終的には資産評価をきちんとする方がいいという方向もあろうかと思います。だから、その辺のところもどこまで考えるのかということはあるかと思います。

あとは、固定資産税の意義は、〇〇先生も言われたのですが、どこまでレントの部分というのでしょうか、東京都の公共サービスなり地方の公共サービスが地価に反映しているのかといったときに、そんなに公共財

をサービスしていないのだけれども、集積のメリットで地価が上がっている、そういう部分を、やはり7割評価の部分の3割部分は公共サービスの反映ではないというような理解の仕方もあるのではないかと思います。そこをどういうふうにするのか。だからといって、小規模住宅の特例がいいかという問題はあろうかと思えます。

あと〇〇委員が言われたように、都市計画税の制限税率を上げていくというのは、1つの提案として個人的にはあり得るのではないかと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

固定資産税あるいは都市計画税についていろいろな御意見をいただいております。今、あと残りもう時間は10分ちょっとということになっていますけれども、何かございましたら。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 〇〇先生がおっしゃった先ほどの話なのですが、理論的に考えれば公共サービスがマージナルに増えたときに税収がどれくらい必要になるかということなので、集積の効果がレベルに効いていたとしても、集積の効果が一定であれば限界的な効果としては集積があってもなくても余り関係ないかなという気がします。もう一つは、集積に関してはウインドフォールのものなので、個人の努力とは全く関係ないところですから、その分、別に取っても公平性という観点からいいかなと思います。特に板橋区に住んでいると、そもそも農地だったところで同じ苗字の名前の家が広い敷地でいっぱい並んでいて、更にマンションも経営して、どうしてこの人たちからもっと税金を取れないのかなと思ったりします。また私の田舎では、幼なじみがいて、その家も土地持ちで、マンションを2〜3個持っています。そのマンションで兄は1階で自転車屋をやっていますが、格好いいきれいな自転車だけ置いて半分遊んで暮らしているような感じです。やはりそのようなところから税金をちゃんと取らないというのは公平な世界だと思えないのです。公平な税制を目指すのであれば勤労者からの税率を低くしてもそういうところから取るべきだと。土地に税金をいくらかけても土地は逃げませんので、土地課税はやはり真面目に考えていただきたいなと思います。

以上です。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 〇〇先生の御意見に全く賛成なのですが、〇〇先生にお聞きしたいのは、地方税でも応能負担という考え方はないのですか。ないところから取れと言ってもないのだから、やはり税というのはあるところから取らざるを得ない。地方自治体を維持するならばなおさら、取れないところに職員をたくさん派遣して取れ取れと言っても取れっこない。やはり応能負担で取れるところからはいただくという考え方は地方税でも当然だという気持ちがあるのです。今の土地のことについても、〇〇先生と似た意見なのだけれども、土地は天下のものだと思うのです。生まれたときにどうしてこんな地べた、板橋区の広い地域を私の土地だなどと言えるかという話になるわけで、しかももっとルーツをたざせば、その人の先代は小作だったかもしれない。小作が農地解放で地主になったという人はこの都市の周辺はいっぱいいるわけですから、そこで再分配された人たちが今再分配されないというのはどこか論理としてはおかしいなと思っておりまして、そういう意味で、地方であっても相続のときには御破算で願いますというような制度も1つや2つあってもいいのではないかという気持ちで主張しています。御理解ください。

【小委員長】 ありがとうございます。その点は前期から議論になっている点です。また更に今期もこれについては議論を続けさせていただきたいと思えます。いかがでしょうか。そろそろ時間が来ておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、今回いただいた御意見も含めまして、いわゆる夏休み明けに、今年度中間報告をまとめていくということになります。今後、私の方で事務局とも相談しつつ、中間報告のとりまとめに向けて作業を進めてまいります。そこで今日は前期の答申を机上に置いてございますけれども、前期の答申にはその骨格となる考え方があ

ったわけです。この答申の目次をごらんいただきたいと思うのですが、そこに「I 税制改革の視点」がございます。分権の推進、公共サービスに必要な財源の確保、時代に対応した公平の実現、環境を重視した税制、震災復興、防災都市づくりと税制ということで前期まとめたわけです。

しかし、考えてみますと、それは期が変わるとこれが全部消えてなくなるというわけではございません。当然これをどう考えるかというところから今期もスタートするわけですので、ここに掲げてある事項につきまして、これを改めて読み返しつつ、その後の状況、昨年から今年にかけての状況を踏まえて、ここに掲げた主な論点を次回また検討した上で、それを中間報告の冒頭に持ってくるということで中間報告を構成させていただきたいと考えております。

そこに、今年度第1回から本日の第3回までの小委員会で御議論いただいている内容を加えて、次回以降、今年度の中間報告の案をつくりたいと考えております。特に社会保障と税の一体改革については、8月に何らかの国会での議決が行われるかと思っております。その中で消費税あるいは地方消費税についてはある程度の方向が見えてくるかと思っておりますが、個人所得課税あるいは法人課税については、まだ税制抜本改革と言いつつもその中身はよくわからないというところで、議論が残っています。これらについては、まだここでもなかなか議論できておりませんので、その詳しい内容については来年度議論していくことになろうかと考えております。

そういう形で今年度、夏休みの後、中間報告をまとめる方向で議論をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

**【委員】** 分科会が設けられましたが、分科会の今の状況はどうなっているのですか。

**【委員長】** 公共サービスに関連した企業課税についての分科会については、今回はまだ議論が始まったばかりでございますので、最初の分科会につきましては、今年度の中間報告で何かを盛り込むということではなくて、この3年間の答申をまとめる中でそれを生かしていこうという方向で考えております。

もう一つの法人課税、地方法人特別税に関連する分科会につきましては、これまでまだ議論を余り進めておりませんので、これについて国の方でも何らかの議論が始まるのかと思っておりますが、まだ方向が見えておりませんので、これも今回の中間報告の中に何かを入れるという形にはならないかと思っております。よろしいでしょうか。それでは、そういう形で進めさせていただきます。

それでは、本日の議事を終了いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございました。

これもちまして第3回の小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —